

平成30年度 地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る方針

資料3

(介護保険法115条の47第1項関係)

高齢者福祉計画(平成30年度から平成32年度)施策・事業から設定

最重要施策: **地域包括ケアシステムの深化・推進**

(地域包括ケア推進課所管分)

- 1 高齢者よろず相談センターの機能強化・ 高齢者よろず相談センターの充実をする。
【事業計画書: 2- 、 2- 】 センター職員のスキルアップを行う。
- 2 地域ネットワークの充実・ 地域のネットワークの構築をする。
【事業計画書: 1- 、 2- 、 4- 、 4- 】 地域ケア会議などにより包括的ネットワークづくりに取り組む。
地域資源を把握してサロンの立ち上げや運営を支援する
地域ケア会議開催により地域の課題などを把握する。
生活支援サービスの体制整備。
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業の推進・ 対象者の状況に応じた適切なケアマネジメントを行う。
【事業計画書: 1- ~ 】
- 4 健康増進と介護予防の充実・ 健康長寿に向けた講演会の実施
【事業計画書: 1- 、 1- 、 1- 、 2- 】 ○包括サポート医等を講師として講演会を実施
加齢による機能低下の予防をする。
○フレイル状態像の把握
○加齢による機能低下の改善
- 5 医療・介護連携の推進・ 医療機関等(包括サポート医、在宅支援拠点薬局等)とのネットワークづくりの
【事業計画書: 2- 、 2- ~ 】 推進を図る。
包括支援センターの周知、担当地域の課題の共有を図る。
顔の見える関係づくりを行い、相互連携が必要に応じて図れる体制をつくる。
入退院時の医療機関や介護関係者との連携の推進をする。
地域住民にかかりつけ医療機関を活用した健康管理、在宅医療に関する普及啓発
を在宅医療・介護連携支援センターと協力して行う。

6 認知症支援策の推進

- (1) 認知症理解のための普及・啓発・・・・・・・・ 認知症地域支援推進員を中心に認知症施策の検討・展開をする。
地域支援推進員を各包括 1 名配置する。
毎月 1 回認知症施策検討会を開催する。
認知症ケアパス等活用して認知症に関する理解を普及する。
認知症サポーター養成・育成する。
サポーター養成講座を地域住民向けに年間 50 人を目標に開催し、企業に向けても 1 企業開催する。
地域での活動を視野に入れた上級者研修を各包括で年 1 回実施する。
認知症予防教室を各包括で開催する。
- (2) 認知症に対する早期対応の整備・・・・・・・・ 認知症初期集中支援事業の対象者の抽出をする。
認知症初期集中支援チームと連携し支援をする。
認知症地域支援推進員による専門的な相談支援をする。
- (高齢福祉課所管分)
- ## 7 権利擁護事業の充実
- (1) 日常生活を支える権利擁護事業の推進・・・・・・・・ 認知症などで判断力が低下しても地域で生活ができる支援をする。
成年後見制度の利用の促進をする。
○適宜、弁護士相談を活用し、困難ケースの早期解決及び重症化を予防する。
日常生活自立支援事業の利用の促進をする。
- (2) 高齢者虐待の相談体制の充実・・・・・・・・ 高齢者虐待を予防し、早期発見・早期対応に努める。
高齢者虐待対応マニュアルに沿って、虐待解消に向けた対応を行う。
虐待対応事例の検証を行い、対応の在り方について検討を行う。
地域住民に向けて高齢者虐待防止の普及・啓発を実施する。
地域に出向き講話等により普及・啓発を行う。

以 上